誓　約　書

年　　月　　日

福　山　市　長　　様

団　体　名

代表者職名

代表者名前

（角印等を使用する場合は押印のこと。）

私は、次の事項について誓約します。

これらに万一違反する行為があったときは、福山市課題解決実証実験推進事業補助金交付要綱の規定による採択決定、補助金の交付決定の取消処分を受けること、また、採択決定後の場合は、違反によって福山市に生じた全ての損害を賠償することに異議を申しません。

１　ふくやま実験クエスト（福山市課題解決実証実験推進事業。以下「本事業」という。）への応募に当たり提出した添付書類を含む全ての書類は、真実に基づいて記載したものです。

２　次のいずれの者にも該当しません。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項第２号及び第３号に定める者

（２）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）

（３）福山市に納付すべき市税を滞納している者

（４）国に納入すべき消費税及び地方消費税を滞納している者

（５）福山市暴力団排除条例（平成２４年条例第１０号）第２条第１号から第３号の規定に該当する者

３　本事業への応募並びに採択決定及び補助金の交付決定を受けた後の補助事業（実証実験等）の実施に当たっては、関係法令及び諸規定を遵守します。

４　本事業への応募並びに採択決定及び補助金の交付決定を受けた後の補助事業（実証実験等）の実施に当たって知り得た情報のうち、福山市情報公開条例（平成１４年条例第２号）第６条第１項各号に該当するものについては、これを機密情報として扱い、福山市の同意なく他の目的への使用及び第３者への開示・漏洩をいたしません。

５　本事業への応募並びに採択決定及び補助金の交付決定を受けた後の補助事業（実証実験等）の実施に当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）をはじめとする個人情報保護に関する法令等に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失、毀損の防止その他個人情報の保護に努めます。

６　納付すべき市税については滞納しないことを誓約します。